

# 「声かけふれあい収集」のご案内

「声かけふれあい収集」とは、クリーンステーション（ごみ集積場）まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う制度です。



## お申し込みからサービス開始までの流れ

### ① 申請書と必要書類をごみ減量対策課窓口にご提出ください。

申請者欄は、原則としてご本人またはご親族にしてください。ただし、申請書の提出については、事前にご本人の了解を得て、客観的に症状を把握されているケアマネジャー、相談支援専門員等介護等に携わられている方が提出してください。なお、申請書はごみ減量対策課の窓口でお受け取りください。当課ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shigen/koekake250401.html>)

### ② 市職員がお宅に伺い、現在の状況などをお聞きします。

調査では、ケアマネジャー、相談支援専門員等の介護等に携わられている方の立会いをお願いしています。ご親族のみの立会いはご遠慮いただいております。



### ③ 審査の後、サービス開始となります。

## 対象世帯と必要書類及び留意点について

高齢者・障害者のみの世帯で次のいずれかに該当し、ごみの排出が困難な世帯が対象となります。申請に際しては、状況に応じて、下記の書類の添付が必要となります。

表 1	対象世帯	必要書類
①	<b>【 第3条第1号該当 】</b> 介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみにより構成されている世帯	居宅サービスのプランの写し ・居宅サービス計画書(1),(2) ・サービス利用票 ・週間サービス計画表
②	<b>【 第3条第2号該当 】</b> 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている障害者のみにより構成されている世帯	身体障害者手帳の写し
③	<b>【 第3条第3号該当 】</b> 精神障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、居宅介護を日常的に利用している障害者のみで構成されている世帯	1 サービス等利用計画の写し 2 精神障害者保健福祉手帳の写し
④	<b>【 第3条第4号該当 】</b> ①から③までに規定する高齢者及び障害者で構成されている世帯	1 居宅サービスのプランの写し ・居宅サービス計画書(1),(2) ・サービス利用票 ・週間サービス計画表 2 身体障害者手帳の写し 3 精神障害者保健福祉手帳の写し
⑤	<b>【 第3条第4号該当 】 *申請の際、必ず事前にご相談ください*</b> ①から④までに規定する世帯と同等の状態であると市長が認めた世帯	・医師の診断書 又は ・関連各課、福祉関係機関若しくは民生委員児童委員等が提出する申立書(※) ・その他市長が必要と認める書類

- ◆申請内容が客観的に確認できない場合には、別途書類の提出や事実確認をする場合があります。
- ◆対象世帯の転居、家族同居や施設入所などの場合、中止届書を提出していただく必要があります。
- ◆収集の必要性が客観的に確認できない場合、自動的に収集を中止させていただくことがあります。